



とよしん

海外貿易投資ニュース



第95号
発行日: 2019.4.15

外国人材の新たな在留資格「特定技能」の創設について

政府は2018年12月8日、第197回国会(臨時会)において「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」を成立させ、同月14日に公布しました(平成30年法律第102号)。この改正法は、在留資格「特定技能1号」「特定技能2号」の創設、出入国在留管理庁の設置等を内容とするものです。今回は、外国人材の新たな在留資格「特定技能」について説明いたします。

< 特定技能資格の創設 >

イ. 資格創設に係る経緯

2019年4月から外国人の在留資格として「特定技能」が導入されました。これは新しい在留資格で、深刻な人手不足と認められた14の業種に、外国人の就労が解禁されました。その14の業種とは、介護、ビルクリーニング、素形材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関連産業、建設、造船・船用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食品料製造業、外食業です。外国人技能実習制度が日本の技術を開発途上地域へ移転して経済発展させることが目的の制度である一方で、「特定技能」は労働人材としての在留資格です。そのため、外国人技能実習制度にはない宿泊、外食業が就業できる業種として加わっています。なお、業種毎に受入条件が細かく規定されているのでご注意ください。技能実習生と「特定技能」の違いは、外国人と受入れ機関のマッチングについて技能実習生が通常監理団体と送出機関を通して行われる一方で、特定技能は受入れ機関(企業)が直接または国内外のあっせん機関等を通じて採用することが可能であることのほか多くの点で異なります。詳細は裏面の図表をご参照ください。

ロ. 在留資格「特定技能」の創設

「特定技能1号」とは、即戦力となる人材を受け入れるための在留資格で、1年、6か月又は4か月ごとの更新で、通算5年間、上記14の業種において就労することができます。家族の帯同は基本的に認められません。通算5年の日本滞在では、通常は永住の要件を満たすことはできませんので、雇用契約の満了後は本国へ帰国することになります。「特定技能1号」で就労するためには、来日する前に日本語能力に加え、仕事に関する知識・経験についての試験に合格することが必要です。ただし、これらは技能実習2号を修了することで免除されます。「特定技能2号」は、基本的には「特定技能1号」の修了者がその次のステップとして進む在留資格で、特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けです。現在は「特定技能1号」が認められる14業種のうち、建設と造船・船用工業の2業種だけが対象となり、2021年より開始される予定です。

< 受入れ機関(企業)と登録支援機関について >

「特定技能」のスキームの中には、受入れ機関(企業)と登録支援機関の2つの機関があります。企業は外国人と直接雇用を結ぶこととなります。登録支援機関は、受入れ機関(企業)に代わって支援計画の作成等を行う機関となります。

イ. 受入れ機関(企業)について

企業が特定技能人材を受け入れるための基準は、報酬額が日本人と同等以上など、外国人と結ぶ雇用契約が適切であること、5年以内に出入国・労働法令違反がないなど、企業自体が適切に運営されていること、外国人が理解できる言語で支援できるなど、外国人を支援する体制があること、外国人を支援する計画が適切であること(と は登録支援機関に委託も可能)、が挙げられます。同様に義務として、報酬を適切に支払うなど、外国人と結んだ雇用契約を確実に履行すること、外国人への支援を適切に実施すること(登録支援機関に委託も可能)、出入国在留管理庁への各種届出があり、この3点の義務を怠ると外国人を受け入れられなくなるほか、同庁から指導、改善命令を受けることがあります。

ロ. 登録支援機関について

登録支援機関が出入国在留管理庁から登録を受けるための基準は、受入れ機関と同様に 機関自体が適切であること、外国人を支援する体制があること、が挙げられます。義務としては、外国人への支援を適切に実施すること、出入国在留管理庁への各種届出を行うことが挙げられます。

(裏面へ続く)

<今後の見通し>

「特定技能1号」による就労ビザは、技能実習生2号を修了した場合は、試験が免除されることになっています。それ以外の外国人は、国外で行われる日本語試験および、仕事に関する知識・経験についての試験に合格する必要があります。本稿作成時点では、国外での日本語試験実施要項については検討中となっています。従いまして、「特定技能1号」は、現在の技能実習生からの移行が大勢を占めるものと見込まれます。


図表：技能実習と特定技能の違い

出所：法務省ホームページ

	技能実習(団体監理型)	特定技能(1号)
関係法令	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律 / 出入国管理及び難民認定法	出入国管理及び難民認定法
在留資格	在留資格「技能実習」	在留資格「特定技能」
在留期間	技能実習1号：1年以内、技能実習2号：2年以内、技能実習3号：2年以内(合計で最長5年)	通算5年
外国人の技能水準	なし	相当程度の知識又は経験が必要
入国時の試験	なし (介護職種のみ入国時N4レベルの日本語能力要件あり)	技能水準、日本語能力水準を試験等で確認 (技能実習2号を良好に終了した者は試験等免除)
送出国	外国政府の推薦又は認定を受けた機関	なし
監理団体	あり (非営利の事業協同組合等が実習実施者への監査その他の監理事業を行う。主務大臣による許可制)	なし
支援機関	なし	あり (個人又は団体が受入れ機関からの委託を受けて特定技能外国人に住居の確保その他の支援を行う。出入国在留管理庁による登録制)
外国人と受入れ機関のマッチング	通常監理団体と送出国を通して行われる	受入れ機関が直接海外で採用活動を行い又は国内外のあっせん機関等を通じて採用することが可能
受入れ機関の人数枠	常勤職員の総数に応じた人数枠あり	人数枠なし(介護分野、建設分野を除く)
活動内容	技能実習計画に基づいて、講習を受け、及び技能等に係る業務に従事する活動(1号) 技能実習計画に基づいて技能等を要する業務に従事する活動(2号、3号) (非専門的・技術的分野)	相当程度の知識又は経験が必要とする技能を要する業務に従事する活動 (専門的・技術的分野)
転籍・転職	原則不可。ただし、実習技能者の倒産等やむを得ない場合や、2号から3号への移行時は転籍可能	同一の業務区分内又は試験によりその技能水準の共通性が確認されている業務区分間において転職可能

(出所：信金中央金庫 海外ビジネス相談ニュース2019年3月「特集：外国人材の新たな在留資格「特定技能」の創設について」)

外貨両替は、とよしんへ！当金庫では17通貨を取扱っています。

次のセミナー等をご案内させていただきました。			 <p>トヨタ信用金庫 国際業務部</p> <p>〒471-8601 愛知県豊田市元城町1-48</p> <p>電話 0565-36-1381 FAX 0565-36-1213</p>
「アクアプラザ」を利用したテストマーケティングサービスのご案内	香港	信金中央金庫	
サービス産業分野「海外進出対策セミナー」	名古屋	ジェトロ名古屋	
海外進出の「いろは」	名古屋	JICA中部センター	
海外市場の獲得に向けたスタートアップセミナー	名古屋	株式会社JTB	
第25回上海信金会	中国	信金中央金庫	
第40回香港信金会	中国	信金中央金庫	